

くらしステップアップ

悪質な通販サイトにご注意!!

お得だと思って通販サイトで注文した商品が届かない、偽物が届いた、というトラブルが発生しています。被害にあわないために、注意すべきポイントを確認しましょう。

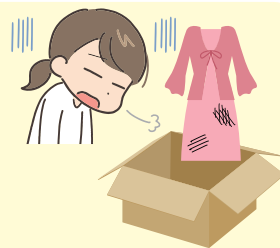
代金を支払ったのにお米が届かない…

ネット広告で「5キロで2,000円」「最大40%割引」と表示されていたお米を、クレジットカード決済で注文したが、商品が届かない。改めて確認したところ、サイトには連絡先の記載がなかった。その後、海外の事業者と思われる名義で、クレジットカードの請求が届いた。



偽物・全然違う商品が届いた…

SNSの広告を見て有名ブランドの洋服を注文した。商品が代引き配達で届いたので、代金を支払い受け取ると、中身は偽ブランドの商品だった。調べてみると、公式サイトには偽広告についての注意喚起がなされていた。荷物の差出人欄にある電話番号に電話するが、通じない。



こんなサイトは要注意!



- 日本語が正しく表記されていない
- 価格が通常より不自然に安い
- サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない
- 事業者情報をネットで検索すると、無関係の事業者が表示される。
- 問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール
- 問い合わせ先の電話番号が通じない

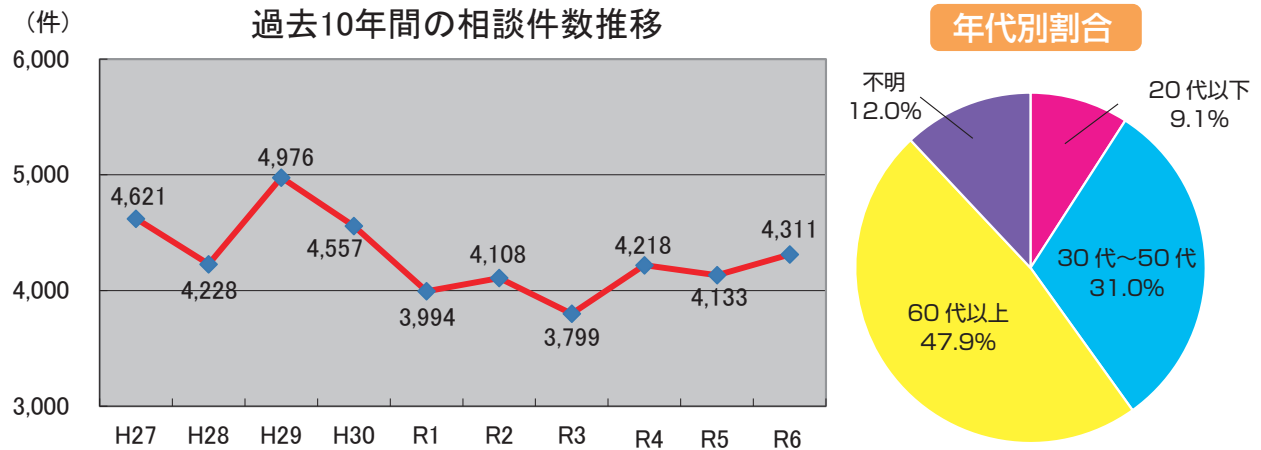
- 不審な表示がないか、「会社概要」「お問い合わせ」「特定商取引法に基づく表記」のページなどをよく確認しましょう。
- 悪質通販サイトのなかには、実在する通販サイトを装って、サイトの名称、住所、画像等を無断使用しているケースもあります。
- 注文確定前に、最終確認画面のスクリーンショットを保存するなど、証拠を残しておくことも大切です。
- 不安に思ったら消費生活センターにご相談ください。

令和6年度 消費生活相談のまとめ

鹿児島市消費生活センターでは、日常の消費生活に関する様々な問合せや商品・サービスに関する苦情について相談に応じ、解決に向けて必要な助言等を行っています。

相談件数

- ・ 令和6年度の相談件数は、**4,311件**でした。
- ・ 年代別で見ると、相談件数全体に占める60代以上の割合が**約5割**でした。



救済金額

消費生活相談員による助言やあっせん(※) (架空請求等に対する助言により、支払わずに済んだ額を含む)	救済金発生	救済金額
	423件	6,670万円

(※) あっせん…当事者間における自主的解決が困難な場合に、消費生活センター等が双方の主張・意見を聴取し、要点を明確化するなどして解決への合意形成を図ること。

相談の多い内容

国の機関や大手通信事業者を装い、「電話が使えなくなる」などと不安を煽る不審な電話に関する相談を含む「商品一般」に関する相談が、最も多く寄せられました。

また、インターネット通販における定期購入トラブルが多く見られ、サプリメントなどの「その他の健康食品」や、美容クリームなどの「化粧クリーム」に関する相談も大幅に増加しました。

順位	商品・サービス別分類	件数	構成比	主な相談例
1	商品一般	733件	17.0%	不審なメールや電話に関する相談、身に覚えのないクレジット利用代金の請求 など
2	他の健康食品	161件	3.7%	サプリメント等の定期購入 など
3	賃貸アパート	153件	3.5%	敷金返還トラブル、契約トラブル など
4	フリーローン・サラ金	137件	3.2%	多重債務・ヤミ金等の借金問題 など
5	化粧クリーム	116件	2.7%	美容クリーム(シミ、シワ取り)等の定期購入 など



相 談 コ ー ナ ー

〈事例1〉安くなると聞いたのに…

～「アナログ回線に戻す」という電話勧誘にご注意！～

相談内容

高齢の父宅に光回線の業者から契約書が届いている。父に確認すると、「光回線の契約をアナログに戻せば安くなる」と電話があったので承諾したということだった。しかし、契約書には複数のオプションサービスの記載があり、費用も高額だ。父から事業者へ解約の電話をするが、「契約が成立しているので解約できない」と言われた。



(50代女性)

アドバイス

- 知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースがあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などを確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- 光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者にお問い合わせしましょう。
- 困ったときは一人で悩まず、すぐに消費生活センターにご相談ください。

〈事例2〉飛び込み勧誘は禁止!!

～突然訪問してくる買い取り業者にご注意！～

相談内容

「不用品を買い取る」と突然事業者が訪問してきて、夫が対応した。使わない洗濯機があると伝え、後で引き取りにくると言われた。突然の訪問なうえ、洗濯機を簡単に買い取ることができるとは思えず、不審だ。



(70代女性)

アドバイス

- 事業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」には法律でルールが定められています。事業者が突然訪問して買い取りを勧誘したり、事前に買い取りを承諾していない物品を売るよう要求したりすることは禁じられています。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象品目です。買い替えに伴う処分の場合は新しい製品を購入する小売業者に、処分のみの場合は処分する製品を購入した小売業者に引取りを依頼するなど、家電リサイクル法に基づいて、適切に処理をしてください。
- 突然訪問してきた事業者は家に入れないようにしましょう。
- 事前に電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意を！

令和7年10月1日に国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査です。

今回の調査では、まず「国勢調査員証」を携帯した調査員が各世帯を訪問いたします。

調査の回答に当たっては、可能な限りインターネット又は郵送提出でのご回答をお願いいたします。

- 国勢調査を装って、世帯の情報を聞き出そうとする事例（かたり調査）が発生するおそれもありますので、怪しいと感じたら、相手方の電話番号を聞くなどして、即答しないようにしましょう。
- 国勢調査では、金銭を要求することはありません。
銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。
- 調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を身に着けています。
- 調査書類をお配りする前に、電話で調査するようなことはありません。
- 各種統計調査をかたる不審な電話や訪問があった場合は、鹿児島市や県庁統計課まで、お問い合わせください。



 国勢調査2025

(国勢調査に関するお問い合わせ)

■鹿児島市総務課統計係

TEL:099-216-1116

■鹿児島県総合政策部統計課

TEL:099-286-2482

消費者トラブル情報配信

鹿児島市LINE公式アカウントで、本市に寄せられる最新の消費者トラブル情報や身近な消費生活情報を配信しています。

「鹿児島市LINE公式アカウント」を友達登録後、
「受信設定」▶「消費者トラブル情報」から、必要な情報の受信設定をしてください。



詳しくはこちら

鹿児島市消費生活センター

相談電話 099-808-7500 (月～金曜日 9時～17時15分)

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-808-7512

FAX 099-808-7501

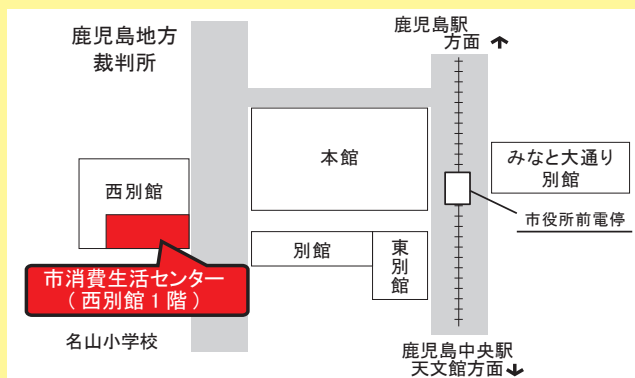
ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp>

※来所相談は予約制です

消費者ホットライン

相談電話 188 (土・日・祝日 10時～16時)

※平日は、最寄りの消費生活相談窓口に接続されます。



マグマシティ
鹿児島市